

長崎県廃棄物処理施設専門委員会 議事概要

日 時：平成28年9月15日 11:00～12:00

場 所：江戸町センタービル7階A会議室

出席者：宮原委員長、上田委員、蔣委員、高尾委員、林委員

議事概要：以下のとおり

【議事】(1) 産業廃棄物処理施設(焼却施設)変更許可申請について

許可申請の手續及び許可基準

許可申請の内容と川棚町及び利害関係者からの意見について

以上について、事務局から説明(略)

【主な質疑】

委員：維持管理基準において、異常発生時には県に報告することとなるのか。どういうときに異常事態なのか。記録の義務はどうなっているのか。

事務局：廃棄物処理法上、県に報告する義務がある(法第21条の2)。生活環境保全上の支障の有無が通報の判断基準となる。常時の記録はもちろん必要である。

委員：住民とうまくいっているのか。

事務局：平成初期までは悪臭等の苦情が多かったが、今はあまり聞かない。

委員：搬入時間等、申請者に対して許可の条件をつけるべきではないか。

事務局：現在の許可において条件を付していない。申請者と川棚町及び住民の間での話ではないかと思われる。なお、申請者は川棚町と協定を結んでおり、たとえば悪臭物質濃度は規制基準の1/2になるようになどの規定がある。

委員：悪臭で1/2というのが気になる。基準値ギリギリのところがある。

委員：意見には「地域に配慮するように」というくらいは入れたらどうか。

委員：灰の飛散流出防止についても入れてはいかがか。

委員：清掃の際、灰が排水と一緒に流れる可能性がある。排水のところでダイオキシンを計測するとかできないか。今回とは関係ないか。

事務局：監視の際に、どういう清掃をやっているかは確認できると思う。今回の意見とは切り離したい。

以上の審議の結果、周辺への環境へ配慮するようにとする内容で意見をとりまとめることとして、議事終了。